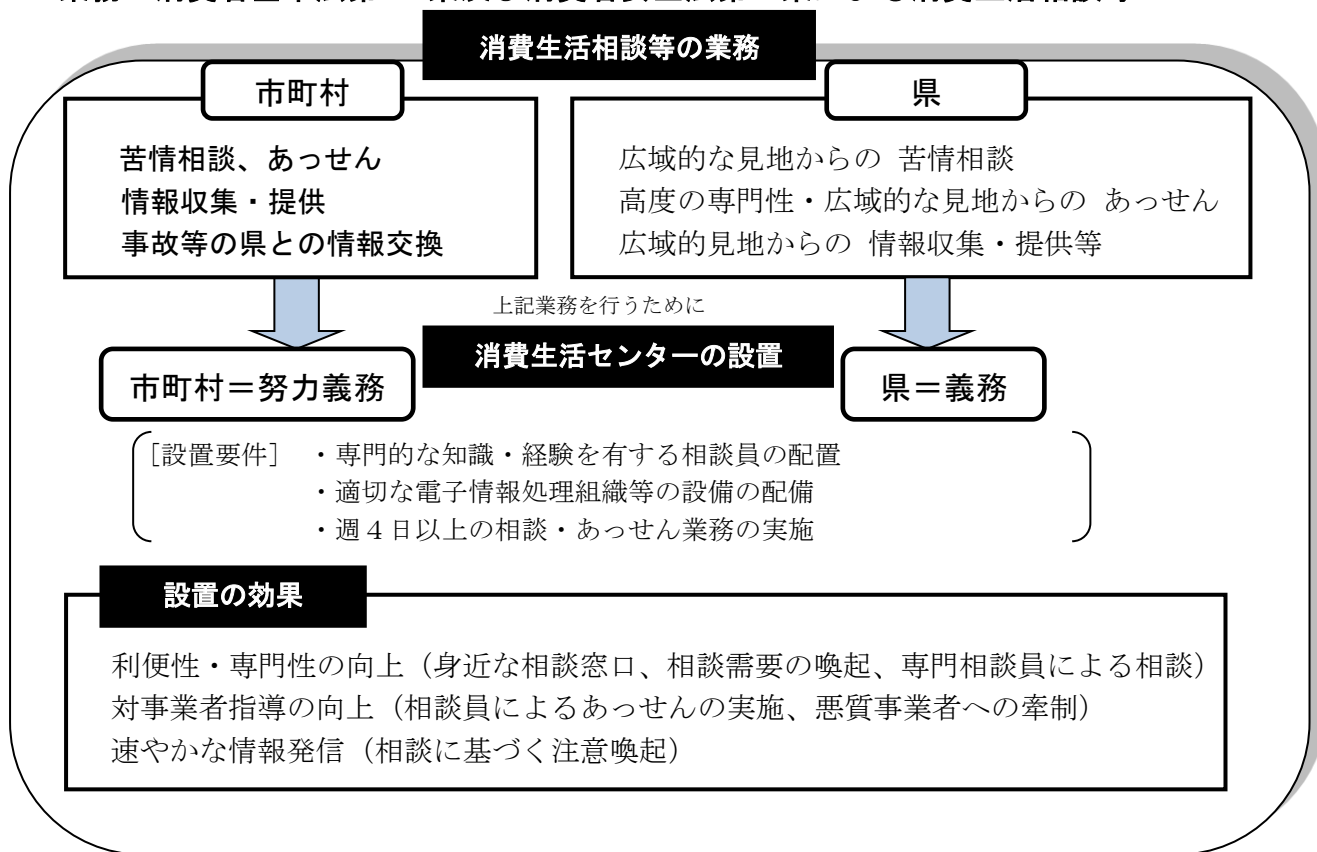


市町村消費生活センターの設置（広域化を含む）について

県民文化部くらし安全・消費生活課

- 1 目標：市町村消費生活センターの人口カバー率 100% (2022 年度末)
- 2 業務：消費者基本法第 19 条及び消費者安全法第 8 条による消費生活相談等



3 市町村消費生活センターの設置（広域化を含む）状況 （平成 30 年 4 月 1 日現在）

区 分	「消費生活センター」設置市町村	人口カバー率
平成 20 年度	1 市 [うち新規：長野]	—
平成 21～ 26 年度	12 市 [うち新規：松本 千曲 大町 茅野 伊那 小諸 安曇野 佐久 塩尻 飯山 岡谷]	57.0%
平成 27 年度	16 市 1 町 [うち新規：上田 飯田 諏訪 駒ヶ根 下諏訪]	74.2%
平成 28 年度	16 市 3 町 4 村 [うち新規：池田・松川（村）・白馬・小谷（※1） 富士見・原（※2）]	76.8%
平成 29 年度	19 市 5 町 6 村 [うち新規：須坂、中野、東御、 高山・信濃・小川・飯綱（※3）]	84.4%

（※1）協定等に基づき、大町市消費生活センターが構成町村の住民から寄せられる相談・苦情を処理（H28. 4. 1～）

（※2）協定に基づき、茅野市消費生活センターが構成町村の住民から寄せられる相談・苦情を処理（H28. 10. 1～）

（※3）協定に基づき、長野市消費生活センターが構成町村の住民から寄せられる相談・苦情を処理（H30. 1. 1～）

4 県の取組

- ・広域連携のための協議会等への参加・協力
- ・センター設置（広域化）に向けた支援（相談員資格取得支援講座の開催等）
- ・県・市町村事務連携作業チーム消費生活部会による検討

「県・市町村事務連携作業チーム」検討結果

企画振興部市町村課

1 経過

「道路・橋梁部会」（平成 30 年 1 月～9 月・計 4 回開催）、「消費生活部会」（平成 30 年 2 月～9 月・計 3 回開催）において、市町村の課題を把握しながら、連携の方策について検討を行い、当作業チームにおいて総括

2 検討結果

（1）道路・橋梁部会（検討テーマ：「道路、橋梁の維持管理、法定点検」）

<主な課題>

- 市町村の直営点検を担う人材の確保が課題
- 点検・修繕費用が増加しており、財政負担の軽減が課題

<市町村の担い手確保、業務負担や財政負担の軽減に向けた方策>

- 橋梁点検を担う技術者の養成と橋梁メンテナンスに関する相談受付【詳細別紙】
 - ・「公・学・民」連携により「信州橋梁メンテナンス支援協議会」を設立（H30.9）し、橋梁点検を担う「橋梁MAE」の養成や、点検結果に基づく診断及びその後の対策等に係る技術相談を実施
- 市町村道交付金事業の工事における現場技術業務委託の導入
 - ・職員の工事監督業務の負担軽減や、工事目的物の品質確保のため、一定規模以上の工事監督業務を（公財）長野県建設技術センターが支援

（2）消費生活部会（検討テーマ：「消費生活センターの共同設置」）

<主な課題>

- 消費生活センター未設置町村が単独設置するのは、人的・財政的要因から困難
- 既設市町村においても消費生活相談員の確保・育成や財政負担が課題

<市町村消費生活センターの設置（広域化を含む。）に向けた方策>

- センターの広域設置に向けた協議の実施
 - ・圏域や複数市町村間における協議に県も参画し、コーディネート
 - ・県と市町村の役割分担の整理のため、それぞれの苦情相談内容及び処理経過を類型化し、情報共有
 - ・先行事例の情報共有や、定住自立圏の事業への位置付けの検討
- 消費生活相談員の確保・育成に係る県の支援
 - ・資格取得支援講座、人材育成研修や、相談員資格保有者に関する情報提供を効果的に実施
 - ・市町村消費者行政推進支援員による市町村相談員への助言・情報提供、小規模研修等を強化（広域設置に向けた重点的支援を含む。）